

公益認定等ガイドラインに関するコメント一覧

該当頁、該当箇所	意見	理由
p24 第2章第1節第1⑥	以前も議論になった個所(改訂箇所ではありません)ですが、営利事業と類似する事業について「社会的サポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること」を求めることには依然として疑問を感じる。	前段の記述から、営利事業と同種の事業を行う場合は、ある種の先駆性を有することが、公益目的事業の「要件」となるかのように読めます。たしかにこれは公益法人に「期待」されることではあるでしょうが、「要件」に近い形で扱うのはやはり行きすぎであろう。
p41～ 第2章第3(6)②「寄附」事業(導管寄附)	いわゆる「導管寄附」について、内容として容認の幅を広げるような印象に見直されている。「公益性を損なうことのないように」との文脈となっているが、実務的には、寄附者側が助成先を決め打ちで決定し、かつ、税務上のメリットを受けるといった、いわば制度の濫用的な扱いともいえる指定寄附の拡大につながる懸念がある。	制度の濫用につながらないか
p43～44 第2章第4(2)現行法人の移行措置について	(1)「基本的考え方」において、申請書記載事項に変更がある場合であっても、「i ii iii」は届出となるとされている。 この(i)～(iii)の変更は、変更届として扱ってよいとすると、この(i)～(iii)の申請書記載事項の簡素化を行うにはどうすればよいかをご教示いただきたい。 また、上記(i)～(iii)の場合も、旧様式の申請書記載事項を使って変更届を提出するという理解で良いのか確認したい。 さらに、事業計画等に関する定期提出書類の「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」に上記(i)～(iii)の変更届の内容を無条件に反映しても良いのかどうか確認したい。 (2)「現行法人の移行措置について」において、「申請書に細かく記載を置いている法人については、次に掲げる事項について(「①～③は)、…、変更届出事項として取り扱う」とされている。 この上記①～③は、変更届出事項について、届出化	令和7年4月1日以降に提出する事業計画等に関する定期提出書類から、「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等(認定規則第45条第4号)」が必要となり、かつ当該書類は「事業の概要」として一般公開されている。しかしながら、旧様式の記載内容をブラッシュアップしたいときの手続について行政庁側から発信される情報が複雑で十分に理解が浸透していないように思われることから、左記の質問を行うものである。 また、公益認定法施行規則第9条第3号ロに定める「当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合」について、令和6年内閣府告示第139号とガイドラインの記載ぶりととの関係が理解できにくいいため、ご教示いただきたい。

	<p>する範囲を追加・拡大するものとして、内閣府総理大臣の定めと解釈したものであると理解してよいか確認したい。</p> <p>また、上記①～③の変更届を作成・提出する場合、旧様式の申請書記載事項を使って変更届を提出するという理解で良いのか確認したい。</p> <p>さらに、その場合、事業計画等に関する定期提出書類の「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」には変更届の内容を反映しても良いのかどうか確認したい。</p>	
<p>p44 第2章第4(2)現行法人の移行措置について</p>	<p>「なお、複数の公益目的事業を実施している公益法人が公益目的事業について変更申請を行う場合には、当該法人の公益目的事業全体について、・・・、申請書記載事項を簡素化することができる。」との記載が追加され、このこと自体は賛同できるものである。</p> <p>しかしながら、変更認定申請を行う機会がない或いは少ない法人の場合には、長期間にわたり、旧様式のままであり、また申請書記載事項を簡素化することができない。</p> <p>このため、「様式変更や申請書記載事項の簡素化すること」自体を変更事由として、変更申請できるように検討いただきたい。また、新様式への切り替えを、変更届出の機会に行うことも検討頂きたい。</p> <p>制度趣旨に沿った運用の早期定着を望むものである。</p>	<p>「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」の記載内容が移行認定時の十数年前のままの公益法人も一定数あるところである。</p> <p>そのような公益法人においては、申請書記載事項の記載内容をアップデートしたいというニーズが存在すると思われる。</p> <p>様式変更と簡素化という、制度趣旨に従った運用が、より早く可能になるようご検討いただきたい。</p>
<p>p60～62 第2章第2節第1 (13)出資【事業の留意点】</p> <p>p77 第2章第3 (13)出資のチェックポイント</p>	<p>「出資の意義が損なわれた場合に、適切に対応できる仕組みが必要である。」とされているが、この「適切に対応できる仕組み」とは、どのような仕組みを想定しているのが、ご教示いただきたい。</p> <p>また、細かな点になるが、出資のチェックポイントにある「出資に関する規程」「出資業務規程」はこの違いが不明であり、規程等で定めがあればよいと考えるがどうか。</p>	<p>事例が少ないものの、「出資」について、そのチェックポイントを確認するものである。</p>

<p>p64 第2章第2節第1②(14)助成(応募型)</p>	<p>改訂箇所ではないが、助成については、公募はオプションのひとつに過ぎず、非公募の形態も、公益目的事業として十分ありうることを明確にしてほしい。</p>	<p>応募を前提としない助成については、非該当事業のチェックポイントによって判断する旨述べられていますが、そこ(p71)にも同様に「受益の機会が一般に開かれているか」というチェックポイントが掲げられていますので、結局非公募助成は公益性を認められない可能性があるのではないかと懸念します。</p>
<p>P75 表の(7)技術開発・研究開発の①の(注)</p>	<p>当該①の(注)は、②の(注)と思われる。</p>	<p>改訂箇所ではないが、(6)の調査、資料収集と合わせた方が良いので。</p>
<p>p86 第3章第1・イ経理処理・財産管理の適正性 (資産運用としての株式保有等について)</p>	<p>こうした取り組みに当たっては、「アセットオーナー・プリンシプルを参考にすることが有用である。」「また、こうした取組を対外的に示すため、アセットオーナー・プリンシプルの受入を表明することも考えられる。」との記載が追加されたが、大規模法人であれば該当すると考えられるものの、公益法人の大多数を占める中小規模法人にとってはハードルが高いと考えられる。「大規模法人等においては・・・」の記載を追加する等、検討いただきたい。</p>	<p>アセットオーナー・プリンシプルについての記載ぶりである。</p>
<p>p99～100 第3章第1(13)②役員等の報酬等の支給 ア 支給の基準について (iii) 報酬等の区分、額の算定方法、支給の方法及び支給の形態 ○その額の算定方法</p>	<p>p100 記載の「例えば、役職に応じた一人当たりの上限額を定め、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については社員総会(評議員会)が決定するといった規定は、許容される(中略)。一方、社員総会(評議員会)の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定(中略)では、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、公益認定基準を満たさないものと考えられる。」とある。この後段の「一方、」以降の記述について、脚注21やFAQ問II-3-⑦の記述と比較したときに分かりにくいいため、具体的に何が不十分なのか、脚注21やFAQ問II-3-⑦で認められている方法にするためにはどのように改善すればいいのか、丁寧に記載していただきたい。 (参考)FAQ II-3-⑦の2</p>	<p>今般の公益認定等ガイドラインの改訂箇所ではないが、公益認定等ガイドラインの左記記載の意味についてかねてから疑問があったため。</p>

	<p>① 略</p> <p>②「社員総会または評議員会においては、報酬等の総額を定めることとし、支給基準は理事については理事会で、監事が複数いる場合は監事の協議によって決定する方法の2通りがあり得ます。」(一般社団・財団法人法第89条及び第105条) (以下略)</p>	
<p>p101～103 第3章第1(13)②役員等の報酬等の支給 ウ「不当に高額」と考えられる報酬等について</p>	<p>改訂箇所ではないが、昨今の物価上昇・人件費の上昇や、役員の実任に見合う報酬を支給し高度な人材を確保する等の観点から、公益認定時に決定した役員報酬額から増額しようとする場合、一義的には各公益法人内の適切な意思決定や情報開示などの自律的ガバナンスに委ねられているという理解でいいのか？ つまり、行政庁は、役員等の報酬基準の変更届の内容の確認や、定期提出書類における役員報酬の水準等に疑念がある場合に、事後的に必要な監督措置を講ずるというスタンスになるのか？確認したい。</p>	<p>公益認定後に役員報酬規程等の見直しをするときの行政庁の監督のスタンスを確認したい。</p>
<p>p104～105 第3章第1(14)理事、監事の外部からの選任 ○「子法人」、「業務執行理事」、「社員」、「設立者」について</p>	<p>P105 上から3つ目の黒ポチ「・設立者とは、法人法第153条の規定に基づき定款に記載のある設立者を指す。対象の一般財団法人が、旧民法第34条の規定に基づき設立された法人で、行政庁の認定又は認可を受けた公益法人又はいわゆる移行法人等である場合は、旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しない。」と記載がある。 この「旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しない。」の記載はあくまでも外部理事・外部監事を想定した取り扱いであり、公益認定法第5条第3号で特別な利益供与が禁止されている財団法人の設立者に準用することは慎重であるべきだと理解しているが、その理解で良いか、確認したい(その旨ガイドラインに補足追記してはどうか)。 公益財団法人の設立者は、外部理事・外部監事の要</p>	<p>今般の公益認定等ガイドラインの改正箇所ではないが、公益認定等ガイドラインの「旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しない。」との記載が独り歩きするのを避ける必要があると考える。</p>

	<p>件以外にも、公益認定法第5条第3号において特別な利益供与を与えてはならないとされている設立者や、令和6年公益法人会計基準の関連当事者の範囲にも関係している。</p> <p>設立者を特定できない(断言できない)が、法人の成り立ちや法人名等から設立者をある程度推測できる場合も多く、設立者を特定できない(資料上明確でない)ことをもって安易に公益認定法第5条第3号の対象者や会計基準上の関連当事者ではないとするのは避けた方が良いと考える。</p>	
<p>p146 第5章第1節第1(2)中期的収支 均衡の判定方法 脚注4</p>	<p>P146 脚注4の「公益目的事業会計において、事業廃止等により例外的に指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を加算する。」について、以下、確認したい。</p> <p>指定純資産に区分される財産(土地や有価証券等)について、財源不足等のやむを得ない理由で売却した場合で、例外的な指定純資産から一般純資産への振替が行われる場合があるとの理解の上で(売却に伴い指定の解除があったと判断した場合)、このような有価証券等の売却に伴う振替の時でも、脚注4の取り扱いは適用されるのか？</p> <p>有価証券等の売却損益は中期的収支均衡の剰余金の算定に含めないと理解しており、その取扱いとの整合性を確認したい。</p> <p>(事例)</p> <p>①売却益の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簿価100の有価証券を150で売却(売却益50発生) ・一般純資産に売却代金の全額150を振替えた場合 <p>→この場合、簿価相当額100は脚注4に従って中期的収支均衡の剰余金に加算してよいと考えるが、売却益相当額50は、有価証券の売却損益の扱いとの兼ね合いを鑑みると、加算しない方が良いのではないか？</p> <p>②売却損の場合</p>	<p>今般の公益認定等ガイドラインの改訂箇所ではないが、かねてから疑問であったのと、事例としてはあり得ると考えられるため。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・簿価100の有価証券を90で売却(売却損 10 発生) ・一般純資産に売却代金の全額 90 を振替た場合 <p>→この場合には振替額の90を剰余金に加算すればよいと考える。</p>	
p152 第 5 章第 1 節第 1 脚注 13	<p>特例算定方式の場合の「公益目的事業会計において、事業廃止等により例外的に指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を加算する。」の解釈についても、p146 脚注4に関する確認と同様でよいか。</p>	p146 脚注4に関する意見の理由と同様
p173 第 5 章第 1 節第 3(2)使途不指定 財産額の算定	<p>p173 上から 2 つ目の○ 「○また、当該財産の果実は、継続して使用する性質のものではないため、公益目的事業財産ではあるが、公益目的保有財産に該当しないことに留意する。」について、以下、確認したい。</p> <p>国・地方公共団体等の補助金を財源に、○○基金等の名称で、継続的に運用益を公益目的事業に使用するとともに必要に応じ公益目的事業に充てるために取り崩す公益目的保有財産(金融資産)を有する場合で、当該基金に果実は補助金要綱等により○○基金に繰り入れることが義務付けられ、目的外に使用することが禁止され、公益法人が自由に使用処分できない場合がある。</p> <p>最終的には補助金要綱等を踏まえた個別判断になると考えるが、国・地方公共団体等の補助金要綱等で果実の使途が縛られており、公益法人側に自由に使用処分できない果実であれば、使途不特定財産とはいえ、形式上は果実ではあるが、控除対象財産として扱う余地もあると考えて良いか？</p>	<p>補助金要綱等で果実に使途の縛りがあるにもかかわらず、果実により使途不特定財産が増えるのであれば、受取利息を低く抑えた方が良いというようなインセンティブが働き、結果として公益活動を阻害するリスクもあるのではないかと考えます。</p>

<p>p173 第5章第3ア公益目的保有財産</p>	<p>「継続的に運用益を公益目的事業に使用するとともに必要に応じ公益目的事業に充てるために取り崩すことができる旨を定めた上で、指定純資産として受け入れた財産については、公益目的保有財産として取り扱う。」については賛同するが、その情報開示の方法については、法人に任せること(=法人自治)としていただきたい。</p> <p>ガイドライン改定案には、「指定寄附資金と同様に情報開示を行う」とあり、「例えば、当該財産の用途の指定及び毎年度の財産の状況(増減及び使用内容)についてHP等において公表するなど。」とされているが、これでは、HP等において詳細を公表することが実質的に強制されることにつながりかねない。</p> <p>例示をあげるのであれば、HPでの公表以外の方法、公表内容について望ましいと考えられるものを記載いただきたい。</p>	<p>「指定寄附資金と同様に情報開示を行う」とされているが、指摘寄附金について「当該財産の用途の指定及び毎年度の財産の状況(増減及び使用内容)についてHP等において公表する」という実務は想定されていない。</p> <p>また、本件について、情報開示方法をガイドライン=法令解釈で限定的に示されることは、法人の負担増につながりかねず、開示の方法等は法人自治に任せることとしていただきたい。</p>
<p>p173 第5章第3ア公益目的保有財産 脚注37</p>	<p>「寄付者による用途の指定により、一定の期間内に全額費消することが予定され、継続的な使用を前提としない財産については、公益目的保有財産ではなく指定寄附資金として取り扱う。」とされているが、このこと自体は賛同できるものである。</p> <p>しかしながら、新たに追加された脚注37の記載については、「一定の期間内に全額費消することが予定され」を、ガイドライン本文173Pの内容と平仄をとり、「相当の期間内に費消される見込みがある」に修正いただきたい。</p> <p>「一定の期間」と「相当の期間」、「期間内に全額費消することが予定され」と「期間内に費消される見込みがある」は、異なると考えられる。</p>	<p>指定寄附資金については、ガイドライン175Pに「当該資金が相当の期間内に費消される見込みがあることが求められる。」とあり、定義を同じにしていきたい。</p>
<p>p173 第5章第3ア公益目的保有財産 脚注38</p>	<p>新たに追加された脚注38に、「中期的収支均衡における剰余額の解消策である「公益目的保有財産の取得又は改良」(認定規則第17条第1号)として、一般純資産の剰余額で金融資産を購入し、指定純資産として受け入れた当該金融資産の積み増しにあてることができない。」とされているが、この理由と、積み増しでなければよいのかどうかについて、をご教示いただきたい。</p>	<p>当該金融資産の積み増しにあてることができない旨が、法解釈として規定されているが、この理由を確認するものである。</p>

	<p>なお、「当該金融資産の積み増しにあてることはできない。」では、文意が不明と思われる。</p> <p>「中期的収支均衡における剰余額の解消策である「公益目的保有財産の取得又は改良」(認定規則第 17 条第 1 号)として、一般純資産の剰余額で金融資産を購入したときは、当該金融資産は一般純資産に区分される公益目的保有財産に該当する。当該金融資産が指定純資産として受け入れた金融資産の運用益由来の剰余金で購入した場合でも、当該金融資産は財源において元の資産とは区別される」という意味と理解してよいのか？</p>	
<p>p199 5章2節第 1①事業計画書</p>	<p>「事業計画書においては、法人の業務執行の方針を示し、法人の経営判断について説明責任を果たすことが求められ、当該事業年度における事業の計画に留まらず、中長期的な事業の方針や、公益目的事業の質の向上を図るための取組(ガバナンスの充実や透明性の向上の取組を含む。)についても記載することが望ましい。」は望ましい記載例として賛同するが、「例えば、公益目的事業のインパクト測定・マネジメントを実現することとし、計画時点から事業を取り巻く環境を踏まえた戦略を策定し、KPI を設定することが考えられる。」の例は、公益法人における事業計画書に記載すべき事項として重要なものとは言えず、唐突感が否めないと思われる。例えば以降の表現を修正いただくか、削除いただくことを検討いただきたい。</p>	<p>公益目的事業のインパクト測定・マネジメントについては好事例として紹介するにとどめるべきであると考えられる。「例えば」という記載ぶりであっても、公益認定等ガイドラインにふさわしい例示であるとは判断されない。</p>

<p>p199 5章2節第1②収支予算書</p>	<p>「収支予算書は、理事会が予算(見積り・目標)と実績との乖離等を法人の管理・経営に活用することを想定した書類であり、事業ごとの区別のみならず予実管理等に必要な区分を行うことが適当である。具体的には活動計算書において注記による開示事項となっている、会計区分別及び事業区分別の情報、費用の形態別区分の情報についても収支予算書では明らかにすることが望ましい。その上で、各法人において、指定純資産と一般純資産の部に分けるなどの細目を定めるものと考えられる。」あるが、この記載ぶりをあらためていただきたい。この記載ぶりでは、実質的に収支予算書の記載を強制されるように受け止められる。</p>	<p>収支予算書に記載すべき事項については様式の定めがないとの理解である。 望ましい姿、ベストプラクティスとして、であれば理解できるが、公益認定等ガイドラインにふさわしい例示であるとは判断されない。</p>
<p>p201 第5章第2節(1)④公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類</p>	<p>p201 上から2行目後段 「(中略)したがって公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容については、行政庁に提出した最新の変更認定又は変更届出の申請書記載事項を踏まえて記載する。(以下略)」について、令和7年3月31日以前に公益認定(移行認定を含む)を受けた公益法人で、令和7年4月1日以降に「旧様式」で「変更届」を提出している場合も、公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容を最新の変更届(旧様式)から無条件に作成してよいのか?確認したい。</p>	<p>令和7年4月1日以降に提出する事業計画等に関する定期提出書類から、「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等(認定規則第45条第4号)」が必要となり、かつ当該書類は「事業の概要」として一般公開されている。 一方で、「公益目的事業の種類及び内容を記載した書類等」の記載内容が移行認定時の十数年前のままの公益法人も一定数あるところである。そのような公益法人においては、申請書記載事項の記載内容をアップデートしたいというニーズが存在すると思われる。 しかしながら、旧様式の記載内容をブラッシュアップしたいときの手続について行政庁側から発信される情報が複雑で十分に理解が浸透していないように思われるため。</p>
<p>p231 第6章第3(1)点検調査の実施方針</p>	<p>3～5年程度に一度のサイクルとする場合として、「例えば、活動が停滞している法人(特に一定以上の財産を保有している場合)、後日のサービス提供のために前払いで多額の資金を集めている法人など」が示されているが、この記載ぶりでは、必要性や予見可能性の判断に迷うと考えられる。このため、表現ぶりを、趣旨が明確になるようあらためていただきたい。 一方、「関係者の高齢化等により活動が停滞している法人」という表現が削除されたことは適切である。</p>	<p>法人のガバナンスの状況や事業内容等を踏まえて3～5年程度に一度のサイクルとすることが考えられる例示であるが、「活動が停滞している法人」に続く「特に一定以上の財産を保有している場合」や、「前払いで多額の資金を集めている法人」の趣旨が不明であるため、この確認をするものである。</p>

<p>p249 以降 第 9 章公益法人が公益信託に関わる場合</p>	<p>今回、「公益法人が公益信託に関わる場合」の必要手続き等が公益認定等ガイドラインに追加記載され、公益法人に取っては、公益信託にアプローチする際の道案内が整備された処。同様に、「NPO 法人が公益信託に関わる場合」等、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、更生法人、さらには、一般法人、株式会社など公益法人以外の法人が、公益信託に関わる場合のガイドライン等が、今後、整備されていくと考えて宜しいか。</p> <p>その場合、公益信託所管官庁としての内閣府に、各法人格所管省庁横断的に、各法人格毎の必要手続きが一覧可能なホームページ等作成をお願いできないか。</p>	<p>公益信託を実装する場合、当該ガイドラインは、公益法人に取って、有用な道案内の一つとなる処。同様に、他法人格に於いても、所管行政庁による変更認可・認定等の必要性の有無や、同じく殆どの場合に発生するであろう競合行為への対処方法など、当該ガイドライン的なものは、公益信託の受託者等になる際に、有用かつ必須と思われる。</p>
<p>p249 上から5行目後半「したがって、公益法人が受託者として実施する公益信託事務は、その位置付けや公益法人としての業務内容等に応じて公益目的事業又は収益事業として実施することになる。」</p>	<p>公益法人が公益信託を受託者として実施する場合、公益目的事業と位置付けるべきと思料する処、敢えて収益事業も可能とする理由は何か。</p> <p>仮に、相当な理由があるとしても、当該理由が妥当する状況は限られると思われる処。したがって、原案「公益法人としての業務内容等に応じて公益目的事業又は収益事業として実施することになる。」を、「公益法人としての業務内容等に応じて、原則として公益目的事業として実施することになる。」に変更することを検討いただきたい。</p>	<p>公益法人が公益信託の受託者になる場合、公益信託事務を、公益法人制度上の公益目的事業とすると、法人税非課税扱いとなるが、一方、公益法人制度上の収益事業とすると、法人税法上の34業種に該当すれば課税扱いになってしまう。委託者が信託した信託財産の有効活用という観点からすると、たとえ固有事業としての公益目的事業に合致しなくとも、変更認定申請等により公益目的事業とすれば宜しい処、敢えて課税対象となる「収益事業として実施する」必要性(たとえ、固有事業としての収益事業と合致していたとしても、公益法人の収益事業は、公益事業を支援するため利益をあげることが前提であり、利益をあげないことが前提の公益信託事務には馴染まない)は無く、原則として公益目的事業と位置付けるべきと考える。</p> <p>そもそも、公益法人認定基準に準じた公益信託認可基準を満たすからこそ公益信託事務(公益信託制度上は非課税)なのであり、それを敢えて課税対象となる可能性のある収益事業と位置付けることは、信託財産に対する公益信託受託者の善管注意義務、忠実義務にも抵触する可能性にも波及することを恐れるものである。</p>

<p>p249 上から3つ目の○の「② 各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして、公益信託事務が当該公益目的事業に該当することが引き続き明らかである場合、変更届出で足りる(事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事业を追加又は変更する変更等(第2章第4(2) 現行法人の移行措置について①、②など)。」と 「③ 公益信託事務が既存の公益目的事業の申請書記載事項に該当する事業であり、公益目的事業の種類及び内容の軽微な変更にも該当しない場合には、変更認定申請・変更届出ともに不要である。」</p>	<p>②と③の違いが冒頭で明確になるように、②の最初で変更届出であることを明示しては如何でしょうか。例えば、①の冒頭と記載を合わせ、 「② 変更届出が必要な事例として、例えば、 ・付随的事业の追加又は変更を必要とするものであるが、各公益目的事業の事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして、当該公益信託事務が当該公益目的事業に該当することが明らかである場合、変更届出で足りる(事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事业を追加又は変更する変更等(第2章第4(2) 現行法人の移行措置について①、②など)。」</p>	<p>②と③の区別が、当該表記だけでは、判断に迷う可能性がある。</p>
<p>p250 第9章 公益法人が公益信託に関わる場合 「○ なお、事業のまとめ方について、事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認することとなっている(第2章第3参照)。この点、公益法人が公益信託の受託者となる際には、信託財産は公益法人の固有財産と分別管理されなければならないが(信託法第34条)、信託財産に係る会計は、固有財産に係る会計から分離し、法人の貸借対照表及び損益計算書には計上しないこととなっているため、当該公益信託事務が類似の事業とまとめられていても問題な</p>	<p>「事業のまとめ方について、事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないかを確認すること」とある処、具体例があると分かり易い。仮に信託報酬を得るために費やした費用が報酬を下回る場合などは、たとえ公益目的事業であっても、原則どおり、他の事業と経理区分される必要があるのではないか、確認したい。</p>	<p>このような場合、公益信託の受託に係る信託報酬が、事業区分されず、同一の目的の事業内の他の事業の資金に補充することが許されてしまうため、「事業の実態に照らし、他の事業と経理を区別して行う必要があるものが、まとめられていないか」という原則どおりに区分経理すべきか、確認したい。</p>

い。」		
<p>p252 「なお、法人が信託管理人となる場合は、信託財産の管理処分を行うのは受託者(別主体)であって、信託管理人の事務における収益・費用は信託財産との取引であるため、法人の会計を経由しないで直接支出される費用については特段想定されない。」</p>	<p>「信託管理人として法人が得た報酬や、監督行為に法人が支出した費用など法人の会計を経由した費用は、信託管理人としての法人の会計に計上する。」旨を明記する記載にしてはどうか。</p>	<p>信託管理人としての監督行為に支出した費用を受託者に請求しないケース等もありうるため。</p>
<p>p252 第9章第3 財務規律の適用について p252 図(公益信託を受託した場合の財務規律との関係性について)</p>	<p>当該図において、受託者として負担した費用の清算により收受した金銭等は受託者会計の収益に計上するとされており、例示として人件費の清算が示されている。この点、受託者会計と信託会計の合計で見た場合には、人件費が2重に計上されている外観になるが、信託会計は完全に別会計扱いなので、問題ないという判断なのか。 また、本来、信託会計から直接支払うべき費用を受託者会計で一度立替払いしたような場合の清算額も、受託者会計の収益と費用に両建てで計上し、信託会計でも費用を計上する想定なのか？損益計算書を通さずに、貸借対照表の立替金等で経理処理するという考え方は無いのか。確認したい。 あるいは、そもそも、立替払いのようなことが想定されない、または、逆に立替払いのようなことしか想定されない、のか確認したい。</p>	
<p>p253 第5 行政庁の連携 2 番目の○後半「法人側の負担軽減等の観点から、両制度の行政庁間で定期提出書類の確認状況について情報共有を行い、相互に連携して対応する他、監督状況等についても、情報の内容に応じて、適切に情報共有の上、対応する。」</p>	<p>法人側の負担軽減への配慮は大変有難い。さらに一歩進めて、行政庁内に於いて分散管理されている場合、実際問題として、国民・関係者が問い合わせし、やり取りする先を明確にできないか、お願いしたい。</p>	
p253	事業報告全体は、信託管理人の権限範囲とは言えな	

<p>脚注 4 「公益信託の信託概況報告に記載すべき事項が、公益法人の事業報告に記載されており、公益信託事務に係る事項が明確に区分された上で、記載されている箇所が目次等によって明らかになっている場合には、公益法人の事業報告を、公益信託の信託概況報告として取扱って差し支えない。また、公益法人の事業報告書が大部な場合などに、該当する箇所を抜粋して提出することも認められる。」</p>	<p>いので、受託者が該当部分を信託管理人に提示する義務と、該当部分のみを信託管理人が確認、承認することになる旨を記載してほしい。また、事業報告の中で「公益信託事務に係る事項が明確に区分され」ているとしても、目次はもとより表題にも、事業報告かつ信託概況報告でもあることを明記するよう記載して頂きたい。</p>	
--	--	--